

Apple Pay モバイルペイメント特約改訂のお知らせ

2025年1月23日(木)より、「Apple Pay モバイルペイメント特約」の内容を一部改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容

Apple Pay モバイルペイメント特約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後	備考
第16条（契約期間） 1. 本契約は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日（以下「契約成立日」という。）に成立し、契約成立日の5年後の応当日の属する月の末日に終了します。ただし、利用者が契約終了後も本サービスの利用を希望する場合には、当社所定の方法に従い、改めて手続を行うことにより、本特約に基づく本サービスの利用を継続することができます。	第16条（契約期間） 1. 本契約は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日（以下「契約成立日」という。）に成立し、契約成立日の5年後の応当日の属する月の末日に終了します。 <u>ただし、当社が認めた場合には、本契約の期間が自動的に更新され、本サービスの利用が継続できる場合があります。また、</u> 利用者が契約終了後も本サービスの利用を希望する場合には、当社所定の方法に従い、改めて手続を行うことにより、本特約に基づく本サービスの利用を継続することができます。	※自動更新を含む内容へ改訂。
※末尾 以上 (2021年3月)	※末尾 以上 (<u>2025年1月</u>)	※改訂月

以上